

第53回(令和6年度)採石業務管理者試験 千葉県受験案内

千葉県では、採石法第32条の13に基づき、「採石業務管理者試験」を下記のとおり実施します。

「採石業務管理者」は、岩石採取場において法に基づき認可された計画に従って安全に採石が行われるよう監督する責任者で、岩石採取場を管理する事務所ごとに配置することが定められています。

1 試験の日時

令和6年10月11日(金) 午前10時から正午まで(受付は午前9時から)

2 試験会場

千葉県教育会館本館3階301会議室(千葉市中央区中央4丁目13番10号)

※当該施設に駐車場はありませんので、なるべく公共交通機関を御利用ください。

3 受験資格

年齢、性別、学歴、住所、国籍等一切の制限はありません。

4 試験内容

(1) 試験方式 選択式筆記試験

(2) 試験科目及び出題範囲

ア. 岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法令事項を含む。)

イ. 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

5 受験手続等

(1) 提出書類等

ア. 受験願書並びに受験票及び受験票控(受験票控に「イ」の写真を貼付してください。)

イ. 写真(縦6cm×横4cmとし、出願前6ヶ月以内に撮影した無背景の正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載してください。)

ウ. 返信用封筒(受験票の郵送を希望する場合は、長形3号封筒に宛名を記載し84円切手を貼って提出してください。)

(2) 受験手数料

8,100円(受験願書に千葉県収入証紙を貼って納付し、消印はしないでください。)

※ 収入証紙は、県庁中庁舎地下売店、各地域振興事務所出納課等で販売しています。

郵便局などで販売している収入印紙ではありませんので御注意ください。

※ 一度納付された受験手数料は、受験しなかった場合でも返金しませんので御注意ください。

(3) 願書等の受付

- ア. 提出先 千葉県商工労働部産業振興課資源対策室
- イ. 受付期間 令和6年9月13日(金)から9月25日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
- ウ. 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで
- エ. 郵送の場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験願書在中」と朱書し、簡易書留郵便としてください。なお、9月25日(水)までの消印があるものを有効とします。

6 受験願書並びに受験票及び受験票控の請求

- (1) 千葉県商工労働部産業振興課、各地域振興事務所地域環境保全課で配付します。
- (2) 郵送を希望する場合は、封筒の表に「採石業務管理者試験受験願書〇部請求」と朱書し、返信用の角形2号封筒(宛名を明記し、切手(願書1部の場合は120円、2~3部の場合は140円)を貼る。)を同封し、千葉県商工労働部産業振興課へ請求してください。
- (3) 千葉県ホームページ(産業振興課)から受験願書等をダウンロードし、A4判白紙2枚に印刷して使用することもできます。

7 受験票の交付

受験願書を持参した場合は、受験票及び受験時の注意事項をその場でお渡しします。
また、郵送で出願した場合は返信用封筒に入れて郵送します。なお、10月4日(金)までに到着しない場合は、千葉県商工労働部産業振興課へお問い合わせください。

8 合格発表

令和6年10月31日(木)午前10時から、県庁掲示板(県庁中庁舎1階)及び県庁ホームページ(商工労働部産業振興課)で合格者の受験番号を発表します。
また、合格に係わらず受験者には文書で通知します。

9 合格証の交付

合格通知とともに合格証を簡易書留郵便(転送不要扱い)で住所地へお送りします。

10 試験結果の開示

総得点及び科目別得点は開示します。手続きは試験の際に説明します。

11 その他

- (1) 採石業務管理者試験に関するホームページへの入り方
<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/shikaku/saiseki.html>
「千葉県ホームページ」→「しごと・産業・観光」→「しごと・雇用」→「資格・試験」
→「砂利採取業務主任者、土採取現場責任者及び採石業務管理者試験について」
→「採石業務管理者試験について」
- (2) 不明な点は、**千葉県商工労働部産業振興課資源対策室**へお問い合わせください。
所在地：〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1 県庁本庁舎14階
電話：043-223-2735 FAX：043-222-4555